



平成27年5月11日

各位

会社名 J U K I 株式会社
代表者名 代表取締役社長 清原 晃
(コード番号6440 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員 中村 宏
(TEL 042-357-2211)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日付で施行されたことを踏まえ、本日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定について、下記の通り決議しましたのでお知らせいたします。

(下線部が改定箇所)

記

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業としての基本的な在り方を定めた「JUKI企業行動規範」を制定し、法令遵守の考えを明らかにする。
- (2) 当社は、具体的な職務執行の行動基準として、「JUKIグループ社員行動規範」を定め、法令遵守の徹底をはかる。
- (3) 当社及び当社の子会社(以下「グループ会社」という)から成る企業集団全体のコンプライアンスに係る体制及び運用については、「コンプライアンス規定」において定める。
- (4) 社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には、毅然たる態度で対応する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る情報は、「重要文書保管規定」を定め、保管・管理する。

3 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 「リスク管理規定」を定め、当社及びグループ会社全体のリスクの管理を行う。
- (2) 「リスク管理会議」を設置し、全社の重要リスクに対し検討を行い対策を講じるとともに、各部門のリスク対策活動を管理する。
- (3) 具現化したリスクに関しては、「危機対応タスクフォース」において、迅速な対応措置を執る。

4 当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を執ることにより、取締役の職務執行権限の一部を執行役員に移譲し、職務執行の迅速化に努める。
- (2) 「権限規定」において取締役の職務執行権限の一部を使用人に移譲し、効率的な意思決定を行う。
- (3) 重要な意思決定事項については、「経営戦略会議」において審議を行い、取締役社長が決定を行う。
- (4) 職務執行に当たっては、「組織規定」において役割を定め、効率的な職務の執行に努める。

- 5 当社の使用人並びにグループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社は、企業としての基本的な在り方を定めた「JUKI企業行動規範」を制定し、法令遵守の考えを明らかにする。
 - (2) 社員の具体的な職務執行の行動基準として、「JUKIグループ社員行動規範」を定め、法令遵守の徹底をはかる。
 - (3) 法令遵守の徹底をはかるため、コンプライアンスの教育普及及び管理活動は法務担当部門が行う。
 - (4) 法令遵守の担当役員として内部統制・コンプライアンス担当役員を設け、関連組織及び活動の統括をはかる。
 - (5) 当社及びグループ会社全体のコンプライアンスに係る体制及び運用については、「コンプライアンス規定」において定める。
 - (6) 社員のコンプライアンス上の疑問点について答えるため、社員が直接に相談する「社員相談窓口」を設ける。
- 6 グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (1) グループ会社は、「グループ経営会議」において、経営方針・経営計画について当社に報告を行い、チェックと調整をする。
 - (2) グループ会社は、「グループ会社管理規定」に従い、当社に定期的及び必要に応じ報告を行う。
 - (3) グループ会社の取締役等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務の執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに当社の内部統制・コンプライアンス担当役員に報告する。
- 7 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制
- (1) 当社は、「組織規定」及び「グループ会社管理規定」において、機能別組織による経営管理体制を定める。
 - (2) グループ会社における経営資源配分の意思決定については、「権限規定」においてそのルールを定める。
 - (3) 当社監査部は、グループ会社に対しても必要に応じ内部監査を行う。
- 8 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役を補佐する組織として、監査役に直属する「監査役室」を設置する。
- 9 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役は、「監査役室」に属する使用人の人事異動、人事評価に関して意見を述べる事が出来る。
 - (2) 「監査役室」に属する使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を速やかに収集する。
- 10 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- (1) 常勤監査役は、取締役会、経営戦略会議、グループ経営会議、リスク管理会議等の重要会議体に出席し、自ら必要な情報を収集する。
 - (2) 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
 - (3) 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、直接当社の担当部門並びにグループ会社の取締役等及び使用人からその報告を受ける。

11 前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを「コンプライアンス規定」に明記し、当社及びグループ会社の取締役等及び使用人に周知徹底する。

12 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年監査役計画する予算を計上する。
- (2) 前号の予算外であっても、監査役が監査の実効性を確保するために必要と判断する費用の発生が見込まれる場合は、適切に対応する。

13 監査役監査が実効的に行われることを確保するためのその他の体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席し意見を述べる他、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を随時に行う。
- (2) 監査役は、必要に応じて監査部と連携をとり、監査役監査を行う。
- (3) 監査役は、必要に応じて顧問弁護士や公認会計士と連携をとり、監査役監査を行う。

14 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制の整備及び運用を行う。

制定：平成18年5月17日

改定：平成20年5月27日

平成21年4月28日

平成22年6月25日

平成23年5月13日

平成27年2月12日

平成27年5月11日

以上